

第1章

春日部市

中心市街地バリアフリー計画とは

1. 背景・目的

少子高齢、人口減少社会が進展する中、経済、社会の持続性を高めていくには、子どもから高齢者まで、障害の有無や性別に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、誰も取り残されない持続可能なまちづくりを進める必要があります。

地域における高齢者、障がい者の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、鉄道やバス等の旅客施設、公共建築等の生活関連施設及びこれらの間を結ぶ道路、駅前広場、通路等について、一体的にバリアフリー化を図ることが重要となっています。

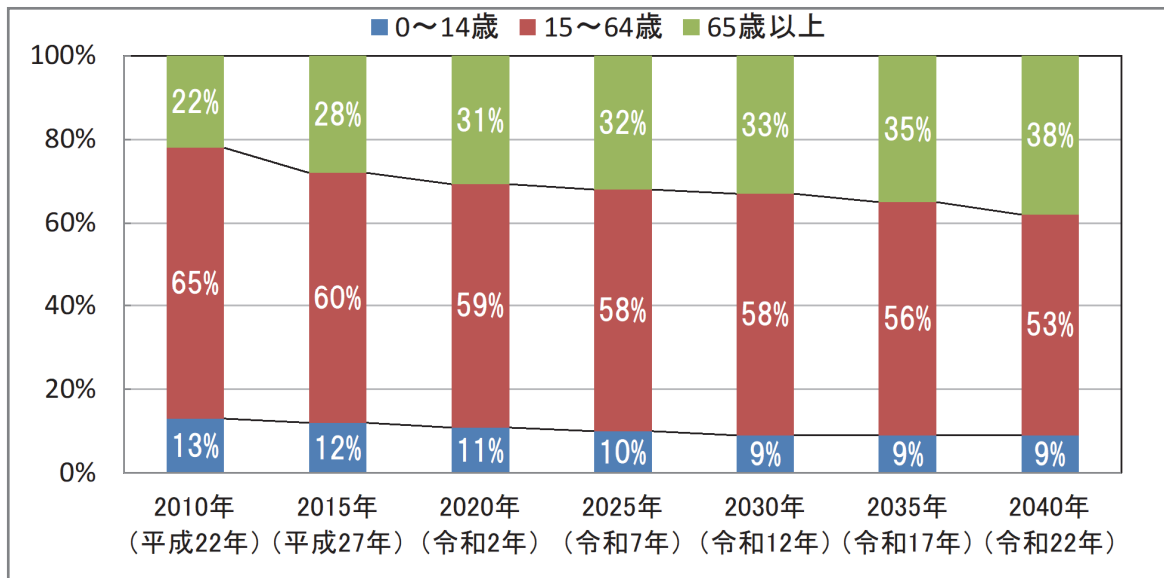
本市においても高齢化率は年々上昇しており、2040年度(令和22年度)には、市内全域の38%が高齢者になる見込みです。

また、市内で身体障害者手帳の交付を受けている人は、2018年度(平成30年度)で7,301人、市内人口の約3%を占めており、2014年度(平成26年度)以降横ばいになっています。

こうしたなか、2019年(令和元年)12月に春日部駅付近連続立体交差事業(以下、「連立事業」といいます。)の都市計画事業認可が告示され、春日部駅を中心とした地域においてさまざまな施設の整備・再編が予定されています。

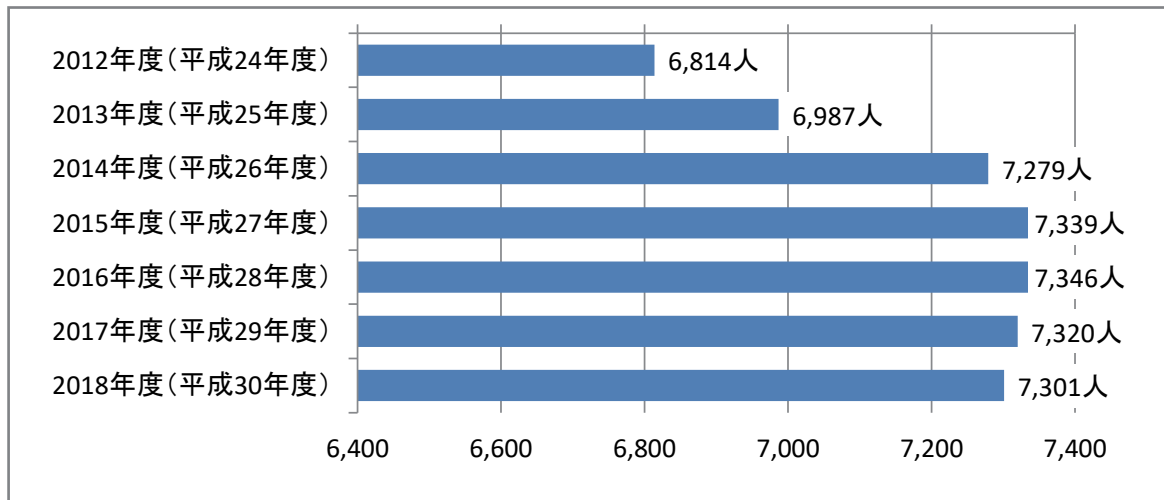
本市では、中心市街地まちづくり計画の見直しを進めており、この計画に合わせ、バリアフリー化の方針を示すことで、関係者に広くバリアフリーの考え方を共有し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

■ 図1 | 年齢3区分別人口割合の将来見通し（春日部市）



出典 | 2010年（平成22年）2015年（平成27年）は国勢調査、
2020年（令和2年）以降は社人研推計人口

■ 図2 | 身体障害者手帳所持者数の推移（春日部市）



出典 | 春日部市統計書 2019年（令和元年）版

2. 移動等円滑化促進方針とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」といいます。)では、高齢者、障がい者等の、移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとしています。

移動等円滑化促進方針とは、バリアフリー法に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区(「移動等円滑化促進地区」)において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画となるバリアフリー基本構想の作成に繋げていくことをねらいとしています。

■ 図3 | 移動等円滑化促進方針・基本構想のイメージ図



出典 | 2019年(平成31年)3月移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(国土交通省)

■ 移動等円滑化促進方針と基本構想の概要

項目	移動等円滑化促進方針 (今回策定)	基本構想 (今後策定予定)
策定趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想策定に向けた事業者間の調整の前段階で策定 移動等円滑化促進方針でバリアフリー化の方針を示すことにより、関係者間での認識の共有、届け出制度による施設間のバリアフリー化の連携などが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化促進地区内で、具体の事業の目途が立った段階で策定 特定事業を定めることにより、事業者は特定事業計画の作成とその実施を義務付け
策定範囲	原則、市全体が対象であるが地域特性を加味して範囲を設定	移動等円滑化促進地区、基本構想地区
バリアフリーの区域	移動等円滑化促進地区	重点整備地区（移動等円滑化促進地区内で一部事業化が可能な地区がある場合はその一部を重点整備地区に指定することが可能）
明示する事項	<ol style="list-style-type: none"> 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針 移動等円滑化促進地区の位置及び区域 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 行為の届出等に関する事項 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項 その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項 <p>※ 項目1、6、8については、任意記載事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針 重点整備地区の位置及び区域 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項 ① 5. と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項 ② 自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備 ③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項 基本構想の評価に関する事項 <p>※項目1、4、7については、任意記載事項</p>
評価・見直し	概ね5年ごとに実施状況の調査、分析及び評価実施の努力	概ね5年ごとに、特定事業その他の事業の実施状況について調査、分析及び評価実施の努力

出典 | 2019年（平成31年）3月移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

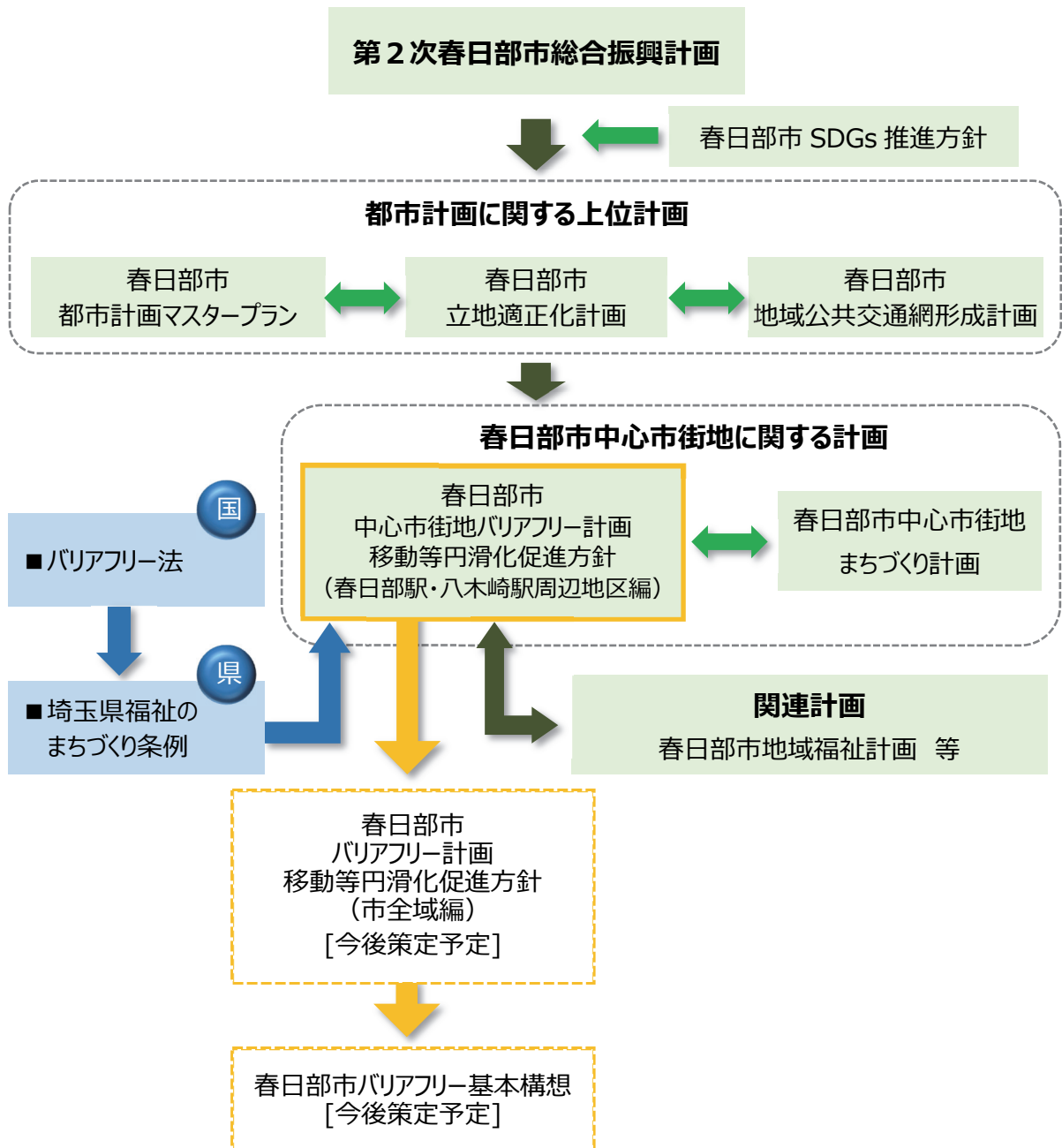
2020年（令和2年）6月移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（令和2年5月法改正追補版）

3. 位置づけ

春日部市中心市街地バリアフリー計画移動等円滑化促進方針(春日部駅・八木崎駅周辺地区編)は、春日部市中心市街地まちづくり計画と対になる計画として位置づけ、県の上位計画である福祉条例や建築物バリアフリー条例等を勘案するとともに、都市計画に関する上位計画となる都市計画マスタープラン、立地適正化計画及び関連する計画などと整合を図りながら策定するものとします。

なお、バリアフリー計画は、今後、市全域に拡大していくと共に、バリアフリー基本構想を策定していく予定です。(詳細は第5章を参照してください。)

■ 図4 | 春日部市バリアフリー計画の位置づけ



(1) 関係法令等

① バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

（2020年（令和2年）5月改正）

（目的）

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

（基本方針）

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

（移動等円滑化促進方針）

第二十四条の二 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）を作成するよう努めるものとする。

② 埼玉県福祉のまちづくり条例（2004年（平成16年）3月改正）

（目的）

第一条 この条例は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備その他の福祉のまちづくりに関する施策を推進することにより、すべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（施策の策定等に係る基本方針）

第七条 福祉のまちづくりは、次に掲げる事項を旨として推進されなければならない。

- 一 高齢者、障害者等が地域社会の中で安心して生活し、かつ、あらゆる分野の活動に参加することができるように、県民一人一人がその果たすべき役割を認識して積極的に行動する気運が醸成されること。
- 二 高齢者、障害者等が自らの意思で自由に移動できるように道路、公共交通機関の施設等が整備されるとともに、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように建築物、公園等が整備されること。

(2) 上位・関連計画

① 第2次春日部市総合振興計画（2018年（平成30年）3月策定）

（まちづくりの理念）

「市民が主役」、「まちの魅力を創る」、「共に未来へチャレンジする」

（まちの将来像）

つながる にぎわう すまいるシティ 春日部

（人々が集い、にぎわいのある快適なまちづくりへの取組）

- 魅力と賑わいのある中心市街地の創出
- 鉄道駅周辺の更新・再生
- 公共交通ネットワークの形成
- 円滑に移動できる幹線道路の整備
- 安心・安全に通行できる生活道路の整備

② 春日部市SDGs推進方針（2019年（令和元年）9月策定）

持続可能な開発目標（SDGs）は、本市が推進している第2次春日部市総合振興計画における取組と方向や立場を同じくするものです。すべての関係者と一体となってSDGsを推進し、持続可能なまちづくりを実現することを目的に、「春日部市SDGs推進方針」を定めています。

《持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)の概要》

持続可能な開発目標（SDGs）には、2030年を期限とする包括的な17のゴールと細分化した169のターゲットが設定されており、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

《SDGsが掲げる17のゴール一覧》

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



③ 春日部市都市計画マスタープラン（2018年（平成30年）3月策定）

（まちづくりの方向）

職と住居が近接した、コンパクトで魅力的なにぎわいのあるまち、春日部

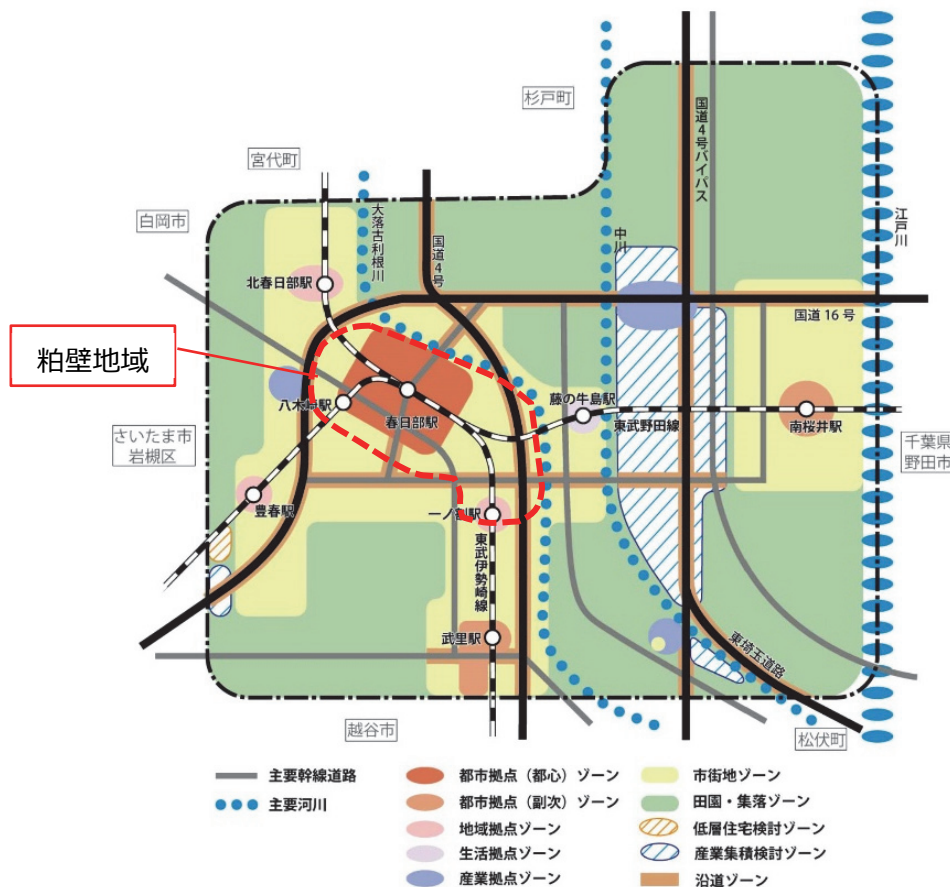
（まちづくりの目標）

- ① 安全で暮らしやすいコンパクトなまちづくり
- ② 人にやさしいまちづくり
- ③ 新たな魅力と活力あふれたにぎわいあるまちづくり
- ④ 環境に配慮した持続可能なまちづくり

（部門別における「人にやさしいまちづくり」に向けた基本的考え方）

- ① 土地利用
 - ・ユニバーサルデザインの理念のもと、バリアフリーで誰もが利用しやすい都市空間の形成を図る
- ② 交通体系整備
 - ・道路、駅周辺等の公共空間等のバリアフリー化を推進する
- ③ 都市の安全・安心
 - ・公共施設、道路、公共交通のバリアフリー化を促進し、誰もが使いやすいまちづくりを進める

■ 図5 | 将来都市構造



● 粕壁地域のまちづくりの基本方向（抜粋）

高齢者等への配慮を考えた人にやさしいまちづくりを進め、安全で快適に過ごせるようなまちづくりを図る

④ 春日部市立地適正化計画（2018年（平成30年）3月策定）

（都市づくりの方向性）

「世代が循環する」持続可能な、活力あるまち

（5つの施策の柱）

- ① 公共交通ネットワークの形成
- ② 交通結節機能の向上及び歩いて暮らせる交通環境の形成
- ③ 魅力・活力ある拠点の形成
- ④ 戦略的な市街地の更新・再生
- ⑤ 世代循環に向けた緩やかな居住の誘導

■ 図6 | 将来都市構造のイメージ



⑥ 春日部市地域公共交通網形成計画（2015年（平成27年）11月策定）【改定中】

（基本理念）

あらゆる世代にとって便利で、持続可能な公共交通ネットワークの実現

（基本方針）

- ① あらゆる世代の市民の交流を促す公共交通の実現
- ② 駅を中心としたコンパクトシティの形成に資する公共交通の実現
- ③ 各交通機関の連携により、市民の誰もが便利に利用でき、効率的で持続可能な公共交通の実現

（目標）

- ① 公共交通空白地域の解消
- ② 公共交通の利用者数の確保・維持
- ③ 公共交通に関する住民満足度を上げる
- ④ 公共交通における行政経費を減らす
- ⑤ 公共交通におけるバリアフリー環境の拡大

⑦ 春日部市中心市街地まちづくり計画（2021年（令和3年）3月策定予定）

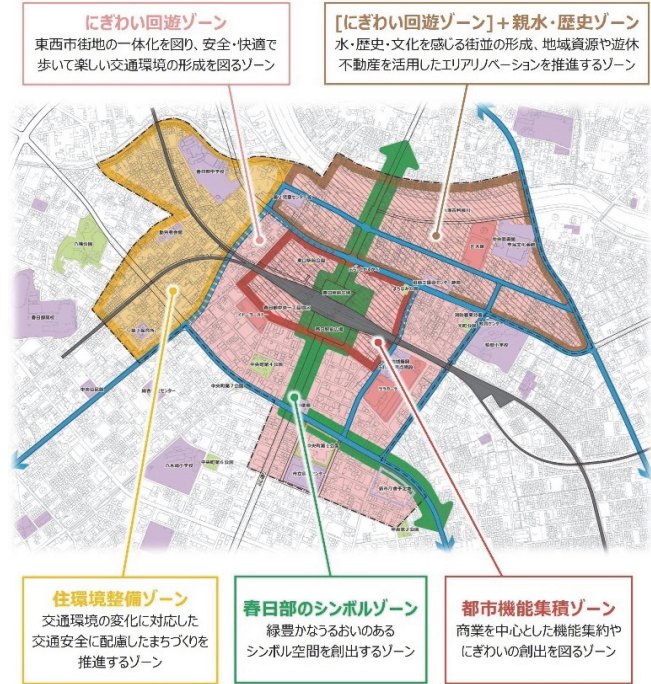
（まちの将来像）

- ① 住む・働く・学ぶ人の暮らしを豊かにする歩いて楽しいまち
- ② 家族や友人との大切な時間を過ごしたいワクワクするまち
- ③ 人を惹きつけ、訪れる人が春日部をもっと好きになるまち

（戦略）

- ① 東西市街地が一体となったまちづくり
- ② 多目的に長時間楽しく過ごせるまちづくり
- ③ 公共空間と地域資源を活用したまちづくり
- ④ 人にやさしく暮らしやすいまちづくり

■ 図7 | 将来都市構造のイメージ



⑧ 春日部市地域福祉計画（2019年（平成31年）3月策定）

（基本理念）

笑顔でつながり 支え合う 安心して いきいきと暮らし続けられるまち 春日部

（基本目標4）

「誰もが安心して暮らせるまちづくり（環境）」

個人の尊厳の尊重や虐待の防止のほか、福祉のまちづくりを進めるとともに、交通安全・防犯・防災など、住み慣れた地域で、誰もが安心して安全に暮らし続けることができるまちづくりを推進していきます。また、高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難が困難な人を支援する体制の整備を推進するとともに、福祉避難所などの避難者の受け入れを行う施設事業者との連携を強化していきます。

施策の方向性2 福祉のまちづくりの推進

- まちのバリアフリー化の推進
- 心のバリアフリー化の推進

施策の方向性3 交通安全・防犯・防災のまちづくりとの連携

- 交通安全対策の推進
- 地域の防災力の確立